

# 中央大学生生活協同組合ミールカード利用規約・免責事項

## 第1条（目的）

本規約は中央大学生生活協同組合（以下、生協）販売の、中央大学生生活協同組合の利用について規定するものであり、利用者は本規約に従い当カードを取扱うものとします。

## 第2条（ミールカードの定義）

1. 生協ミールカード（以下、カード）は、磁気式プリペイドカードで、3,000円、5,000円、10,000円の3種類があり、それぞれ3,100円、5,200円、10,500円の金額が磁気データとして記録されています。
2. カードはご利用頂く度に残高が券面に印字されます。

## 第3条（カードの利用）

1. このカードは中央大学生生活協同組合員（以下、組合員）の方のみご利用いただけます。
2. このカードは生協食堂多摩店・理工店（弁当売りを除く）でご利用いただけます。
3. 券売機対応の食堂では、カードを使って専用の券売機で食券を購入の上、注文カウンターで注文してください。
4. レジ対応の食堂では、精算時に専用読み取り機で精算いたします。

## 第4条（カードの販売）

1. カードの販売は、多摩キャンパスはヒルトップ1階食堂入口に、後樂園キャンパスは3号館食堂に設置されている専用の自動販売機をご利用ください。
2. 振込での販売をご希望の場合には、多摩キャンパス生協事務室までご連絡ください。

## 第5条（カードが利用できない場合）

1. 生協食堂が営業していない場合および営業時間外はご利用いただけません。
2. 停電や故障、システム障害、メンテナンス等、やむを得ない事情により、カード機器の利用ができない場合は、カードをご利用いただけません。

## 第6条（返品・返金の禁止）

カードの返品、カード残高の返金はできません。

## 第7条（不正な取得・利用等）

不正な方法でカードを取得し、また不正な方法で取得されたカードであることを知って使用した場合にはカードを失効することがあります。

#### 第8条（再発行）

1. カードを紛失された場合（盗難も含む）には、カードの停止、返金、再発行はできませんので、大切に保管して下さい。また、これにより利用者に損害が生じた場合も生協は一切責任を負いません。
2. カードが機器で読み取れない場合には、多摩キャンパス生協事務室または後樂園キャンパス3号館食堂までお越しください。確認の後、その時点の残高にした新しいカードと取り替えます。

#### 第9条（約款の変更）

生協は予告なく本規定を変更できるものとする。

#### 第10条（裁判管轄）

カードについて生協との間で紛争が生じた場合、生協多摩店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。